

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示		ページ
○議決を経た予算の要領	(財政課)	1
公 告		
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	(男女共同参画・NPO課)	
	<1・31揭示>	13
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め(2件)	(農業基盤課)	13
入札公告		
○一般競争入札(海底地形探査装置)の公告	(産業技術振興課)	
	<2・6揭示>	13

告 示

高知県告示第77号

平成19年12月高知県議会定例会において議決を経た予算の要領は、次のとおりである。

平成20年2月12日

高知県知事 尾崎 正直

平成19年度高知県一般会計補正予算

平成19年度高知県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450,851千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ429,623,549千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
7	分担金及び負担金	3,217,268	△ 27,086	3,190,182		1 県 債	55,173,000	42,000	55,215,000
	2 負 担 金	3,149,135	△ 27,086	3,122,049	歳 入 合 計		429,172,698	450,851	429,623,549
8	使用料及び手数料	6,248,839	5,122	6,253,961					
	1 使 用 料	4,725,731	19,077	4,744,808					
	2 手 数 料	1,523,108	△ 13,955	1,509,153					
9	国庫支出金	55,810,726	170,880	55,981,606					
	1 国庫負担金	24,868,837	△ 148,361	24,720,476					
	2 国庫補助金	29,341,102	307,739	29,648,841					
	3 委 託 金	1,600,787	11,502	1,612,289					
12	繰 入 金	19,780,647	281,885	20,062,532					
	2 基金繰入金	18,586,618	281,885	18,868,503					
14	諸 収 入	28,393,307	△ 21,950	28,371,357					
	8 雑 入	6,355,598	△ 21,950	6,333,648					
15	県 債	55,173,000	42,000	55,215,000					

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,080,611	△ 3,014	1,077,597		2 観 光 費	933,720	84,103	1,017,823
	1 議 会 費	1,080,611	△ 3,014	1,077,597		3 労 働 費	759,133	40,995	800,128
2 総 務 費		14,357,245	150,596	14,507,841		4 労 委 員 会 費	91,826	△ 1,103	90,723
	1 総 務 費	11,876,379	74,393	11,950,772		7 科 学 技 術 振 興 費		3,075,708	110,160
	2 危 機 管 理 費	1,550,010	30,772	1,580,782	1 科 学 技 術 振 興 費		3,075,708	110,160	3,185,868
	3 出 納 費	603,642	43,266	646,908	8 農 水 産 業 林 費		29,758,308	244,259	30,002,567
	4 人 員 事 務 委 員 会 費	142,118	872	142,990		1 農 業 費	5,981,227	11,677	5,992,904
	5 監 査 委 員 費	185,096	1,293	186,389		2 畜 産 業 費	893,418	△ 43,468	849,950
3 企 画 振 興 費		9,713,755	10,291	9,724,046		3 農 地 費	5,005,540	△ 11,349	4,994,191
	1 企 画 振 興 費	6,048,888	27,626	6,076,514		4 森 林 林 業 費	12,742,370	262,642	13,005,012
	3 情 報 推 進 化 費	1,709,525	△ 17,335	1,692,190	5 水 産 業 費	5,135,753	24,757	5,160,510	
4 健 康 福 祉 費		55,029,078	105,218	55,134,296	9 土 木 費		74,393,220	△ 88,234	74,304,986
	1 健 康 福 祉 費	2,649,890	31,285	2,681,175	1 土 木 総 務 費	13,709,330	△ 68,684	13,640,646	
	2 健 康 費	24,438,224	1,386	24,439,610	2 河 川 費	5,930,557	△ 44,226	5,886,331	
	3 福 祉 費	27,905,445	72,547	27,977,992	4 道 路 橋 梁 費	28,735,499	13,559	28,749,058	
5 文 化 環 境 費		3,642,437	30,092	3,672,529	6 建 築 費	2,245,279	2,181	2,247,460	
	1 文 化 交 流 費	1,970,682	25,464	1,996,146	7 港 湾 空 港 費	12,563,199	8,936	12,572,135	
	2 環 境 費	1,671,755	4,628	1,676,383	10 教 育 費		95,753,277	△ 295,665	95,457,612
6 商 工 観 光 労 働 費		6,137,607	124,972	6,262,579	1 教 育 総 務 費	11,095,536	△ 12,382	11,083,154	
	1 商 工 費	4,352,928	977	4,353,905	3 学 校 費	76,209,596	△ 321,802	75,887,794	

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 生涯学習費	844,007	△ 8,441	835,566
	6 大 学 費	1,750,519	37,156	1,787,675
	7 私 学 等 費 振 興 費	3,274,151	9,804	3,283,955
11 警 察 費		21,880,802	△ 121,461	21,759,341
	1 警察総務費	19,872,214	△ 121,461	19,750,753
12 災害復旧費		6,201,887	178,068	6,379,955
	1 農 林 施 設 災 害 復 旧 費	565,575	177,218	742,793
	2 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	209,127	850	209,977
14 諸 支 出 金		22,619,271	5,569	22,624,840
	2 公 営 企 業 支 出 金	4,516,429	5,569	4,521,998
歳 出 合 計		429,172,698	450,851	429,623,549

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 農 林 水 産 業 費	4 森 林 林 業 費		890,662
		林 道 開 設 事 業 費	220,662
		山 地 治 山 事 業 費	53,000
		地 す べ り 防 止 事 業 費	52,500
	5 水 産 業 費		115,162
		地 域 水 産 物 供 給 基 盤 整 備 事 業 費	670,000
		漁 業 集 落 環 境 整 備 事 業 費	390,000
	9 土 木 費	2 河 川 費	
堰 堤 改 良 事 業 費			3,312,750
床 上 浸 水 対 策 特 別 緊 急 事 業 費			1,260,000
3 砂 防 費			160,000
		通 常 砂 防 事 業 費	303,250
		急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	60,000
		総 合 流 域 防 災 事 業 費	151,250
5 都 市 計 画 課			92,000
			1,749,500
		連 続 立 体 交 差 単 独 事 業 費	599,500
	連 続 立 体 交 差 事 業 費	1,150,000	
合 計			4,203,412

2 変 更

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
9 土 木 費			3,016,000	3,606,000
	4 道 路 橋 梁 費		1,100,000	1,530,000
		道 路 改 築 費	900,000	1,330,000
	5 都 市 計 画 費		1,440,000	1,600,000
		都 市 計 画 街 路 事 業 費	685,000	845,000
合 計			3,516,000	4,106,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
東 京 事 務 所 の 賃 借 料 等	平成19年12月28日から 平成24年3月31日まで		141,553
高知県土地開発公社の借入金に対する債務保証 (地域づくり支援課)	平成20年3月31日から 平成20年4月1日まで	高知県土地開発公社が県から借り入れた用地先行取得等資金貸付金を返済するため平成20年3月31日から平成20年4月1日まで金融機関から借り入れる41,855千円及び当該借入期間中の利息(年利率5.0パーセント以内)に相当する金額の合計額	
ふくし交流プラザ管理運営委託料	平成19年12月28日から 平成23年3月31日まで		187,948
障害者スポーツセンター管理運営委託料	平成19年12月28日から 平成23年3月31日まで		145,518
高知県土地開発公社の借入金に対する債務保証 (商工振興課)	平成20年3月31日から 平成20年4月1日まで	高知県土地開発公社が県から借り入れた用地先行取得資金貸付金を返済するため平成20年3月31日から平成20年4月1日まで金融機関から借り入れる165,109千円及び当該借入期間中の利息(年利率5.0パーセント以内)に相当する金額の合計額	
花・人・土佐であい博特別イベント開催事業費に対する補助	平成19年12月28日から 平成21年3月31日まで		127,000
アウトソーシング推進関連ほ場管理業務等委託料 (環境保全型畑作振興センター)	平成19年12月28日から 平成21年3月31日まで		3,938

事 項	期 間	限 度	額
アウトソーシング推進関連病害虫発生状況調査委託料	平成19年12月28日から平成21年3月31日まで		6,069
アウトソーシング推進関連栽培実習指導補助業務等委託料	平成19年12月28日から平成21年3月31日まで		21,115
アウトソーシング推進関連就農研修指導補助業務等委託料	平成19年12月28日から平成21年3月31日まで		4,517
アウトソーシング推進関連園地除草等委託料	平成19年12月28日から平成21年3月31日まで		10,452
アウトソーシング推進関連ほ場管理業務等委託料 (農業技術センター)	平成19年12月28日から平成21年3月31日まで		45,110
アウトソーシング推進関連実験補助業務委託料	平成19年12月28日から平成21年3月31日まで		5,907
アウトソーシング推進関連ほ場管理業務等委託料 (果樹試験場)	平成19年12月28日から平成21年3月31日まで		7,766
アウトソーシング推進関連ほ場管理業務等委託料 (茶業試験場)	平成19年12月28日から平成21年3月31日まで		7,476
アウトソーシング推進関連飼料作物栽培等委託料	平成19年12月28日から平成22年3月31日まで		57,886
アウトソーシング推進関連試験調査補助業務等委託料	平成19年12月28日から平成21年3月31日まで		9,435
アウトソーシング推進関連試験魚飼育等委託料	平成19年12月28日から平成21年3月31日まで		2,320
アウトソーシング推進関連研究開発補助業務等委託料	平成19年12月28日から平成21年3月31日まで		1,185
アウトソーシング推進関連定型的依頼分析試験委託料	平成19年12月28日から平成21年3月31日まで		3,948
高知県土地開発公社の借入金に対する債務保証 (用地対策課)	平成20年3月31日から平成20年4月1日まで	高知県土地開発公社が県から借り入れた公共用地先行取得等資金貸付金を返済するため平成20年3月31日から平成20年4月1日まで金融機関から借り入れる6,834,218千円及び当該借入期間中の利息(年利率5.0パーセント以内)に相当する金額の合計額	

事 項	期 間	限 度 額
宿毛湾港湾単独改良費	平成19年12月28日から平成21年3月31日まで	50,000
宿毛市土地開発公社の借入金に対する債務保証	平成20年3月31日から平成20年4月1日まで	宿毛市土地開発公社が県から借り入れた公共用地先行取得資金貸付金を返済するため平成20年3月31日から平成20年4月1日まで金融機関から借り入れる4,211,659千円及び当該借入期間中の利息（年利率5.0パーセント以内）に相当する金額の合計額
教員採用選考審査筆記問題作成等委託料	平成19年12月28日から平成21年3月31日まで	9,138

第4表 地方債補正

変 更

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前			補 正 後				
	限度額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾空港事業費	515,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	1 平成20年度から平成49年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。	540,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	1 平成20年度から平成49年 度までの30箇年以内におい て、半年賦元利均等償還又 は半年賦元金均等償還等と する。ただし、政府資金か ら借り入れる場合は、その 資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上 償還をし、又は償還期限を 短縮し、若しくは借換えを することができる。
公共施設等 災害復旧事業費	1,906,000				1,923,000			
計	55,173,000				55,215,000			

平成19年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算

平成19年度高知県の給与等集中管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ206,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,485,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入					歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	給与等 振替収入	117,691,000	△ 206,000	117,485,000	1	給与等集中 管理費	117,691,000	△ 206,000	117,485,000
	1	給与等 振替収入	117,691,000	△ 206,000		117,485,000	1	給与等集中 管理費	117,691,000
歳 入 合 計		117,691,000	△ 206,000	117,485,000	歳 出 合 計		117,691,000	△ 206,000	117,485,000

平成19年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算

平成19年度高知県の流通団地及び工業団地造成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1	流通団地及び工業団地造成事業費		172,420
	2	工業団地造成事業費	工業団地造成事業費

平成19年度高知県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成19年度高知県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成19年度高知県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 電 気 事 業 収 益	1,427,235千円		1,427,235千円

第1項	営	業	収	益	1,366,019千円		1,366,019千円
第2項	財	務	収	益	46,882千円		46,882千円
第3項	営	業	外	収	994千円		994千円
第4項	特	別	利	益	13,340千円		13,340千円
支 出							
第1款	電	気	事	業	1,344,408千円	△ 8,045千円	1,336,363千円
第1項	営	業	費	用	1,243,877千円	△ 8,045千円	1,235,832千円
第2項	財	務	費	用	36,489千円		36,489千円
第3項	営	業	外	費	40,042千円		40,042千円
第4項	特	別	損	失	21,000千円		21,000千円
第5項	予	備	費		3,000千円		3,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第7条中「499,304千円」を「471,714千円」に改める。

平成19年度高知県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成19年度高知県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成19年度高知県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	工 業 用 水 道 事 業 収 益	177,948千円		177,948千円
第1項	営 業 収 益	172,486千円		172,486千円
第2項	営 業 外 収 益	4,462千円		4,462千円
第3項	特 別 利 益	1,000千円		1,000千円
支 出				
第1款	工 業 用 水 道 事 業 費 用	154,561千円	1,276千円	155,837千円
第1項	営 業 費 用	138,317千円	1,276千円	139,593千円
第2項	営 業 外 費 用	13,244千円		13,244千円
第3項	特 別 損 失	2,000千円		2,000千円
第4項	予 備 費	1,000千円		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資 本 的 収 入	321,903千円	1,498千円	323,401千円
第1項	借 入 金	321,902千円	1,498千円	323,400千円
第2項	雑 収 入	1千円		1千円
支 出				
第1款	資 本 的 支 出	343,760千円	1,498千円	345,258千円
第1項	建 設 改 良 費	151,083千円	1,498千円	152,581千円
第2項	企 業 債 償 還 金	183,682千円		183,682千円
第3項	借 入 金 償 還 金	7,995千円		7,995千円
第4項	予 備 費	1,000千円		1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
 第4条 予算第6条中「52,896千円」を「55,650千円」に改める。

平成19年度高知県病院事業会計補正予算

(総則)
 第1条 平成19年度高知県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)
 第2条 平成19年度高知県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	本 庁 事 業 収 益	91,234千円	4,071千円	95,305千円
第1項	医 業 外 収 益	91,233千円	4,071千円	95,304千円
第2項	特 別 利 益	1千円		1千円
第4款	幡多けんみん病院事業収益	7,737,462千円	156,907千円	7,894,369千円
第1項	医 業 収 益	6,640,928千円	156,907千円	6,797,835千円
第2項	医 業 外 収 益	1,096,533千円		1,096,533千円
第3項	特 別 利 益	1千円		1千円
		支	出	
第1款	本 庁 事 業 費 用	92,440千円	4,071千円	96,511千円
第1項	医 業 費 用	92,235千円	4,071千円	96,306千円
第2項	医 業 外 費 用	4千円		4千円
第3項	特 別 損 失	201千円		201千円
第2款	安芸病院事業費用	3,686,083千円	△ 104,373千円	3,581,710千円
第1項	医 業 費 用	3,578,487千円	△ 104,373千円	3,474,114千円
第2項	医 業 外 費 用	90,085千円		90,085千円
第3項	特 別 損 失	17,511千円		17,511千円
第3款	芸陽病院事業費用	1,104,672千円	△ 5,175千円	1,099,497千円
第1項	医 業 費 用	1,083,971千円	△ 5,175千円	1,078,796千円
第2項	医 業 外 費 用	19,860千円		19,860千円
第3項	特 別 損 失	841千円		841千円
第4款	幡多けんみん病院事業費用	7,698,050千円	111,897千円	7,809,947千円
第1項	医 業 費 用	7,343,228千円	111,897千円	7,455,125千円
第2項	医 業 外 費 用	328,594千円		328,594千円
第3項	特 別 損 失	26,228千円		26,228千円

(債務負担行為)
 第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
病 院 清 掃 委 託 料	平成19年12月28日から 平成21年3月31日まで	38,516

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第4条 予算第8条中「6,042,531千円」を「5,959,013千円」に改める。
(他会計からの補助金)
- 第5条 予算第9条中「111,261千円」を「115,332千円」に改める。
(たな卸資産購入限度額)
- 第6条 予算第10条中「3,115,969千円」を「3,180,750千円」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、平成20年1月31日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。
平成20年1月31日（揭示済）
高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年1月31日	特定非営利活動法人高知がん患者会一喜会	安岡 ゆり子	高知市 棧橋通一丁目10番6号 絹川ビル302	この法人は、がん患者、その家族等に対し、がん患者会として支援するための、癒し、情報提供、知識の向上に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業土佐地区（赤杖換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成20年2月12日
高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
 - 換地計画書の写し
 - 現形図及び換地図
- 縦覧期間
平成20年2月12日から同年3月11日まで
- 縦覧場所
土佐町役場
- その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了

後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

県営土地改良事業土佐地区（立割換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成20年2月12日
高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
 - 換地計画書の写し
 - 現形図及び換地図
- 縦覧期間
平成20年2月12日から同年3月11日まで
- 縦覧場所
土佐町役場
- その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。
平成20年2月6日（揭示済）
高知県知事 尾崎 正直

- 入札に付する事項
 - 調達物品の名称及び数量
海底地形探査装置 一式
 - 調達物品の仕様等
仕様書及び特記仕様書による。
 - 調達物品の納入期限
海底地形探査装置のうち
ア 図面一式及び船底貫通金物
平成20年3月31日
イ 送受波器等その他の機器
平成20年3月31日。ただし、落札者と締結する物品購入契約については、高知県議会平成20年2月定例会で当該物品の購入に関する平成19年度予算の繰越しの議決を得た後、納入期限の変更に係る契約を締結する予定である。この場合における変更後の納入期限は、次のとおりとする予定である。
(ア) 送受波器及びケーブル

- 平成20年6月12日
(イ) ソナー、船上データ処理装置等その他の機器
平成20年7月10日
- 調達物品の納入場所
静岡県静岡市清水区三保3797番地
株式会社三保造船所
 - 入札方法
 - 入札金額は、仕様書に記載された調達物品を納入することに要する金額（納入に必要な経費のほか、運搬費、動作調整費等の諸経費を含む。）を入札書に記載すること。
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 入札参加資格
次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 高知県における平成18～20年一般（指名）競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）に登録されている者であること。
 - この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - 調達物品の要求仕様に合致した基準機種又は事前に高知県水産試験場の担当職員による仕様確認を得た同等機種を確実に納入することができることを証明し、かつ、調達物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを担当者の求めに応じて速やかに提供することができることを証明した者であること。
 - 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、手続開始の決定後、(2)の入札参加資格の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
 - 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2-20
高知県産業技術部産業技術振興課
電話番号088-823-9641
ファクシミリ番号088-823-9269
- (2) 入札説明書の交付方法
ア 手渡しによる交付の場合
平成20年2月6日(水)から同月27日(水)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の場所で交付する。
イ 郵送(宅配便を含む。)による交付の場合
(1)に郵便又はファクシミリでその旨を連絡すること。
ウ ダウンロードによる交付の場合
平成20年2月6日午前9時から同月27日午後5時までの間に高知県産業技術部産業技術振興課ホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~sangi/>)で交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
平成20年3月17日(月)午後2時
高知市丸ノ内一丁目7-52
高知県庁西庁舎7階会議室
- 4 その他
(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
免除する。
イ 契約保証金
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第39条及び第40条の規定による。
(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した物品を確実に納入することができることを証明する書類等を平成20年2月27日までに提出しなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
(4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。
(5) 落札者の決定方法

- 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 入札参加資格の審査に関する事項
2の(2)に掲げる入札参加資格を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、高知県会計管理局総務事務センター会計物品担当へ提出すること。ただし、平成20年2月21日(木)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、入札参加資格が与えられない場合がある。
なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を必ず申し出ること。
- (8) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Multi Beam Sonar 1 set
(2) Deadline for tender by hand: Monday 17 March 2008, 2:00 P.M.
(3) Contact: Department of Industry and Technology, Industrial Technology Promotion Division, Kochi Prefecture Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9641
Fax: 088-823-9269